

別紙4(モバイル M2M の規定)

第1条 (利用契約)

1. 当社は、利用規約第7条(利用契約の締結)により契約者が申し込みした利用契約が Master's ONE モバイル M2M 契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙3「モバイル M2M のサービスメニューの種類」に規定するサービスメニューの種類を提供します。
2. モバイル M2M は、移動体通信網を用いた M2M 用パケット通信サービスです。
3. 本サービスには、当社の提供する「モバイル接続サービス」のサービスメニューのうち、データ通信 SIM カードまたは SMS 機能付き SIM カードを利用が必要となります。
4. 契約者は、本サービスの申込に併せて、モバイル接続サービスを申し込むものとします。
5. 当社は、契約者に対して本サービスの利用目的を確認し、利用方法について指定することができるものとします。
6. 本サービスに付随して、「モバイル制御サービス」を Master's ONE モバイル制御サービス利用規約に基づき提供します。「モバイル制御サービス」の料金は、本サービスの基本料に含まれます。

第2条 (サービスの利用)

1. 本サービスは、常時接続、通信速度及び帯域について、一切保証しません。
2. 本サービスは、サービス仕様に基づき所定の通信制限を行います。制限内容は「Master's ONE サービス仕様書」のとおりとします。
3. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
4. 当社は、利用規約第 25 条(利用の制限)の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される場合には、合理的な範囲で、通信速度の制限を行うなどの本サービスの利用を制限することができるものとします。
5. 当社は、一定期間における通信容量が 当社の定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することができるものとします。
6. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について通信速度や通信量を制限することができるものとします。
7. 当社は、前3項に規定する通信速度等の制限のため、契約者の本サービスの利用にかかる情報(契約者が登録した情報、管理する情報を含み、以下「利用情報」といいます。)の収集、分析および蓄積を行うことができるものとします。
8. 契約者は当社に対し、本条に基づく通信等の制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
9. 契約者は、当社が指定した利用方法を超えて本サービスを利用することはできません。

第3条 (ユーザ ID)

1. 当社は、本サービスの提供にあたりユーザ ID 及びネットワークパスワードを定めます。
2. 契約者は当社から提供される ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、正当なパスワードによる契約者 ID

の利用は、契約者により行われたものとみなします。また、契約者は、不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

3. 契約者は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4. 当社は、ID 及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、ID 及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合には、強制的にパスワードを変更することができるものとします。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第4条 (利用責任者)

1. 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先(住所、電話番号および電子メールアドレスその他当社が指定する事項)を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、または連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、または届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。

2. 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。

第5条 (SIM カード)

1. 本サービスで利用する SIM カードは、利用契約と同時に成立したモバイル接続サービス利用契約に基づき提供されます。

第6条 (端末機器)

契約者が本サービスで利用する端末機器に関する当社が指定する情報を当社に通知するものとします。なお、当社は契約者が用意する端末機器に関して一切の動作保証をいたしません。

2. 当社は、契約者から請求があったときは、別表料金表に定めるところにより端末機器を提供します。

3. 当社から提供する端末機器は当社の都合により、その種類を変更する場合があります。交換の場合は、別途当社より通知いたします。

第7条 (端末機器の発送・引き渡し)

1. 当社は契約者に対し、端末機器を契約者が別途指定した場所に配送するものとします。指定場所において契約者又はその代理人がこれを受領することにより端末機器の引き渡しが完了したものとみなします。

2. 当社は引き渡し時において端末機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証しません。

3. 契約者が端末機器の引き渡し完了日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末機器は正常に機能するものとみなします。

第8条 (端末機器の保証期間)

1. 端末機器の保証期間は、利用サービスの最低利用期間と同一とします。保証期間を超過した場合、第9条で規定する修理及び交換は全て契約者負担にて行われるものとします。
2. 保証期間はサービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で3年となります。
3. 保証期間終了前に第11条に定める機器提供終了が生じた場合、保証期間の終了日は提供終了日に繰り上がるものとします。

第9条（端末機器の修理及び交換）

1. 当社は保証期間内において、端末機器本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず、次のような故障が発生した場合を除き、当社負担で端末機器の修理または交換を行います。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

2. 前項に定める場合当社負担の場合以外の原因による端末機器の故障の場合、その修理の費用は、契約者の負担とします。これらの費用については、弊社から発送する代替機の初期料金額を端末損害金（以下、端末損害金とします）として請求いたします。（故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期料金額を適用）なお、リモート接続機器（SIMカード）の損害金は「モバイル接続サービス」利用規約で定めます。

3. 端末機器の故障、紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、端末機器がある場合には、通知後、速やかに当社に端末機器を送付するものとします。当社は、当該端末機器の代替品を速やか発送いたします。

弊社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの機器送付が行われない場合、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとします。

4. 契約者は、端末機器が紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失し、当社に返送できない場合には、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとします。

5. 端末機器が代替品に変更される場合、端末機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知いたします。

6. 端末機器の代替品は同一機種に限るものとします。別機種への交換は、契約者の申込に応じて、契約者負担にて行うものとします。

第10条（端末機器の返却）

サービス解約時もしくはサービス提供終了時には契約者負担にて端末機器を当社まで返却するものとします。返却されない場合は端末損害金を当社に支払うものとします。

第11条（端末機器の提供の終了）

1. 当社は、端末機器について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとします。
2. 提供終了を通知した場合、端末機器は次のいずれかの扱いとします。

(1) 第10条に基づき、契約者は当社に端末機器の返却を行う。

(2) 当社は 端末機器を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

(この場合、当社は譲渡対象の端末機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。)

(3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。

(契約に関わる諸費用は契約者負担となります)

3. 契約者は提供終了日までいずれかを選択するものとします。なお契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4. 提供の終了については、当社が規定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第12条 (カスタマーコンソールを利用した SIM 発送依頼及び端末機器の申込)

1. カスタマーコンソールを利用した SIM 発送及び端末機器の申込には、事前に行う端末アドレスの申請時に利用契約を締結し、当該利用契約に基づき SIM 発送及び端末の申込を行うものとします。

2. カスタマーコンソールにおける申込完了後、申込された SIM における利用開始日が表示されます。

この利用開始日を起算日として、課金や利用期間の算出を行います。

第13条 (責任分界点)

モバイル接続サービスの定めによるものとします。

第14条 (サービスメニューの提供条件)

契約者は以下に記載する各サービスメニューの提供条件を了承するものとします。

サービスメニュー	提供条件
インターネットタイプ(3G/LTE)	<ol style="list-style-type: none">1 ネットワークに繋がれた機器同士の情報交換を使用用途とします。2 端末 IP アドレスは当社指定のプライベートアドレスとなります。 但しオプション・サービスの選択により、当社指定のグローバルアドレスを割り当てることができます。3 当社が定める利用方法以外の利用は、これを禁止します。当社が定める利用方法以外の利用を行った場合には、利用規約第27条に基づき提供停止措置をとる場合があります。4 本紙第2条に基づき所定の通信制限を行います。
VPN タイプ(3G/LTE)	<ol style="list-style-type: none">1 ネットワークに繋がれた機器同士の情報交換を使用用途とします。2 端末 IP アドレスは当社指定のプライベートアドレスとなります。3 当社が定める利用方法以外の利用は、これを禁止します。当社が定める利用方法以外の利用を行った場合には、利用規約第27条に基づき提供停止措置をとる場合があります。4 本紙第2条に基づき所定の通信制限を行います。

第15条 (技術的事項)

「Master'sONE サービス仕様書」の通りとします。